

平成二十四年五月二十五日受領
答弁第二四九号

内閣衆質一八〇第二四九号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような事態については、羅臼漁業協同組合からの報告により把握している。

二及び三について

先の答弁書（平成二十三年九月六日内閣衆質一七七第四三七号）二から四までについてでお答えしたとおり、ロシア側との外交上の具体的なやり取りについてお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。政府としては、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」（平成十年二月二十一日署名）に基づく政府間協議において、御指摘の問題を取り上げてきているほか、外交ルートを通じて、ロシア側に対し、この問題の解決のための実効的な措置を講ずるよう申入れを行っているところである。こうした日露両政府間のやり取りの結果、平成二十三年十二月に、ユジノサハリンスクにおいて日露双方の漁業者の間で協議が行われ、洋上において漁具被害を未然に防止するための連絡を密にしていくことで意見の一致が見られたと承知している。政府としては、今後とも、ロシア側への働きかけを行い、この問題の解決に向けて努力していく考えである。